特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
7	生活保護関係事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

銚子市は、生活保護関係事務に関する特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

千葉県　銚子市長

公表日

令和5年7月4日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護関係事務
②事務の概要	生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する生活保護の実施等に関する事務 ①申請による保護の開始及び変更に関する事務 ②職権による保護の開始及び変更に関する事務 ③保護の停止及び廃止に関する事務 ④就労自立給付金の支給に関する事務 ⑤被保護者就労支援事業に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務 ⑧医療扶助のオンライン資格確認に関する事務（主な事務は次のとおり） ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴確認の管理事務（社会保険診療報酬支払基金に委託） ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務（社会保険診療報酬支払基金に委託） ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得事務等（社会保険診療報酬支払基金に委託）
③システムの名称	生活保護処理システム レセプト管理システム Acrocity住民情報（個人住民税） Acrocity住民情報（国民健康保険） MCWEL後期高齢者システム Acrocity住民情報（総合収納管理） 滞納管理システム 中間サーバー 統合専用端末

2. 特定個人情報ファイル名
生活保護個人情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項　別表第一第15項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（特定個人情報の提供ができる根拠規定） 番号法第19条第8号　別表第二（第9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120項） （特定個人情報の照会ができる根拠規定） 番号法第19条第8号　別表第二（第26項）	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	銚子市総務課総務室政策法務班 〒288－8601　千葉県銚子市若宮町1番地の1 電話番号0479－24－8190

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	銚子市社会福祉課社会福祉室保護班 〒288－8601　千葉県銚子市若宮町1番地の1 電話番号0479－24－8969

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人未満（任意実施）　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	①健康福祉部社会福祉課 ②社会福祉課　古川　隆	①社会福祉課 ②社会福祉課　石田　智己	事後	組織再編による
平成30年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務市民部総務課政策法務班	総務課総務室政策法務班	事後	組織再編による
平成30年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	健康福祉部社会福祉課保護班	社会福祉課社会福祉室保護班	事後	組織再編による
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数	平成27年8月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	定期的な見直しによる変更
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱者数	平成27年8月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	定期的な見直しによる変更
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期的な見直しによる変更
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期的な見直しによる変更
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策項目 1..提出する特定個人情報保護評価書の種類 2. .特定個人情報の入手 3. 特定個人情報の使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 5. 特定個人情報の提供・移転 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 7. 特定個人情報の管理・消去 8. 監査 9. 従業者に対する教育・啓発	なし	平成31年4月1日時点	事後	項目追加による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月8日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（特定個人情報の提供ができる根拠規定） 番号法第19条第7号　別表第二（第9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120項） （特定個人情報の照会ができる根拠規定） 番号法第19条第7号　別表第二（第26項）	（特定個人情報の提供ができる根拠規定） 番号法第19条第8号　別表第二（第9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120項） （特定個人情報の照会ができる根拠規定） 番号法第19条第8号　別表第二（第26項）	事後	番号法改正（号の繰り下げ）による
令和5年7月4日	Ⅰ関連情報 1.特定個人情報ファイルと取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する生活保護の実施等に関する事務 ①申請による保護の開始及び変更に関する事務 ②職権による保護の開始及び変更に関する事務 ③保護の停止及び廃止に関する事務 ④就労自立給付金の支給に関する事務 ⑤被保護者就労支援事業に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務	生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する生活保護の実施等に関する事務 ①申請による保護の開始及び変更に関する事務 ②職権による保護の開始及び変更に関する事務 ③保護の停止及び廃止に関する事務 ④就労自立給付金の支給に関する事務 ⑤被保護者就労支援事業に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務 ⑧医療扶助のオンライン資格確認に関する事務（主な事務は次のとおり） ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴確認の管理事務（社会保険診療報酬支払基金に委託） ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務（社会保険診療報酬支払基金に委託） ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得事務等（社会保険診療報酬支払基金に委託）	事前	医療扶助のオンライン資格導入による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月4日	Ⅰ関連情報 1.特定個人情報ファイルと取り扱う事務 ③システムの名称	生活保護処理システム Acrocity住民情報（個人住民税） Acrocity住民情報（国民健康保険） MCWEL後期高齢者システム Acrocity住民情報（総合収納管理） 滞納管理システム 中間サーバ	生活保護処理システム レセプト管理システム Acrocity住民情報（個人住民税） Acrocity住民情報（国民健康保険） MCWEL後期高齢者システム Acrocity住民情報（総合収納管理） 滞納管理システム 中間サーバー 統合専用端末	事前	医療扶助のオンライン資格導入による
令和5年7月4日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（特定個人情報の提供ができる根拠規定） 番号法第19条第8号　別表第二（第9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120項）	（特定個人情報の提供ができる根拠規定） 番号法第19条第8号　別表第二（第9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120項）	事後	保護評価の再実施による
令和5年7月4日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	保護評価の再実施による
令和5年7月4日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	保護評価の再実施による